



# 鳥取県公報

平成 20 年 11 月 28 日(金)  
号外第 1 2 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（13）（人事・評価室）・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 教委規則 鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止  
する規則（8）（教育総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ◇ 教委訓令 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令  
（2）（教育総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（7）（交通企画課）・・・・・・・・・・ 12

# 訓 令

## 鳥取県訓令第13号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）鳥取県職員に任命する</p> <p><u>（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）</u></p> <p>.....職.....級に決定する</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）鳥取県職員に任命する</p> <p><u>（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）</u></p> <p>.....職.....級に決定する</p>
<p><u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用する場合に限る。</u></p> <p>任期付研究員の採用等に関する条例（平成13</p>	<p><u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用する場合に限る。</u></p> <p>任期付研究員の採用等に関する条例（平成13</p>

<p>.....号給を給する .....勤務を命ずる</p> <p>(ア) .....を命ずる 任期は...年...月...日 までとする</p> <p>1週間の勤務時間は .....時間とする</p>	<p>年鳥取県条例第4号) 第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。)を採用する場合を除く。</p> <p>所属部課所の長への採用の場合を除く。</p> <p>(ア) 職名とする。 任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項(第1号に限る。)又は第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児休業等任期付職員」という。)、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員(以下「一般任期付職員」という。)又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員(以下「任期付職員」という。)を採用する場合に限る。</p> <p>任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する</p>	<p>.....号給を給する .....勤務を命ずる</p> <p>(ア) .....を命ずる 任期は...年...月...日 までとする</p> <p>1週間の勤務時間は .....時間とする</p>	<p>年鳥取県条例第4号) 第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。)を採用する場合を除く。</p> <p>所属部課所の長への採用の場合を除く。</p> <p>(ア) 職名とする。 任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項(第1号に限る。)又は第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児休業等任期付職員」という。)、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員(以下「一般任期付職員」という。)又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員(以下「任期付職員」という。)を採用する場合に限る。</p> <p>任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する</p>
---	---	---	---

<p>2～13 略</p> <p>14 辞職（職員的意思によって退職させる場合） 辞職を承認する （<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による</u>）</p> <p>15～47 略</p> <p>48 派遣（地方自治法第252条の17、地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条第1項、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成14年鳥取県条例第3号。以下「<u>公益的法人等派遣条例</u>」）という。）第2条第1項の規定により派遣する場合） 地方自治法第252条の17の規定（地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処</p>	<p>法律第18条第1項の規定により採用される職員（以下「<u>育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員</u>」という。）の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p> <p><u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。</u></p>	<p>2～13 略</p> <p>14 辞職（職員的意思によって退職させる場合） 辞職を承認する （<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による</u>）</p> <p>15～47 略</p> <p>48 派遣（地方自治法第252条の17、地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「<u>海外派遣条例</u>」）という。）第2条第1項、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成14年鳥取県条例第3号。以下「<u>公益法人等派遣条例</u>」）という。）第2条第1項の規定により派遣する場合） 地方自治法第252条の17の規定（地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処</p>	<p>法律第18条第1項の規定により採用される職員（以下「<u>育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員</u>」という。）の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p> <p><u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。</u></p>
---	--	---	---

<p>遇等に関する条例第2条第1項の規定・<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>第2条第1項の規定)により</p> <p>(ア) ……へ…年…月…日まで派遣する</p> <p>派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ</p> <p>(イ) 100分の…を支給する(派遣の期間中、給与は支給しない)</p> <p>49 派遣期間更新(派遣の期間を更新する場合)</p> <p>派遣の期間を…年…月…日まで更新する</p> <p>更新に係る期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ</p> <p>(ア) 100分の…を支給する(更新に係る期間中、給与は支給しない)</p> <p>50～56 略</p> <p>第2～第5 略</p>	<p>(ア) 派遣先とする。</p> <p>○海外派遣条例又は<u>公益的法人等派遣条例</u>の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>(イ) 支給する割合とする。</p> <p>○海外派遣条例又は<u>公益的法人等派遣条例</u>の規定により派遣の期間を更新する場合に限る。</p> <p>(ア) 支給する割合とする。</p>	<p>遇等に関する条例第2条第1項の規定・<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>第2条第1項の規定)により……へ…年…月…日まで派遣する</p> <p>派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ</p> <p>(イ) 100分の…を支給する(派遣の期間中、給与は支給しない)</p> <p>49 派遣期間更新(派遣の期間を更新する場合)</p> <p>派遣の期間を…年…月…日まで更新する</p> <p>更新に係る期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ</p> <p>(ア) 100分の…を支給する(更新に係る期間中、給与は支給しない)</p> <p>50～56 略</p> <p>第2～第5 略</p>	<p>(ア) 派遣先とする。</p> <p>○海外派遣条例又は<u>公益法人等派遣条例</u>の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>(イ) 支給する割合とする。</p> <p>○海外派遣条例又は<u>公益法人等派遣条例</u>の規定により派遣の期間を更新する場合に限る。</p> <p>(ア) 支給する割合とする。</p>
--	--	--	--

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 規 則

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### **鳥取県教育委員会規則第8号**

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和62年鳥取県教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

# 教育委員会訓令

## 鳥取県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月28日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長以外の職員の場合</p> <p style="text-align: center;">(ア)</p> <p style="text-align: center;">鳥取県.....に任命する</p> <p style="text-align: center;">（公益的法人等</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長以外の職員の場合</p> <p style="text-align: center;">(ア)</p> <p style="text-align: center;">鳥取県.....に任命する</p> <p style="text-align: center;">（公益法人等へ</p>
<p>(ア) 職員の種類の別とする。</p> <p style="text-align: center;">公益的法人等への一般</p>	<p>(ア) 職員の種類の別とする。</p> <p style="text-align: center;">公益法人等への一般職</p>

<p>への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による)                  ……職……級に決定する</p> <p>……号給を給する                  ……勤務を命ずる                  (イ)                  ……を命ずる                  任期は…年…月…日までとする</p>	<p>職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用する場合に限る。                  任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。)を採用する場合を除く。</p> <p>所属課所の長への採用の場合を除く。</p> <p>(イ) 職名とする。                  任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項(第1号に限る。)又は第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児休業等任期付職員」という。)、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員(以下「一般任期付職員」という。)又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員(以下「任期付職</p>	<p>の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による)                  ……職……級に決定する</p> <p>……号給を給する                  ……勤務を命ずる                  (イ)                  ……を命ずる                  任期は…年…月…日までとする</p>	<p>の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用する場合に限る。                  任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。)を採用する場合を除く。</p> <p>所属課所の長への採用の場合を除く。</p> <p>(イ) 職名とする。                  任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項(第1号に限る。)又は第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児休業等任期付職員」という。)、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員(以下「一般任期付職員」という。)又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員(以下「任期付職</p>
--	--	---	---

<p>1 週間の勤務時間は……とする</p>	<p>員」という。)を採用する場合に限る。 任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p>	<p>1 週間の勤務時間は……とする</p>	<p>員」という。)を採用する場合に限る。 任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p>
<p>2～13 略</p>		<p>2～13 略</p>	
<p>14 辞職(職員的意思によって退職させる場合) 辞職を承認する (<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>第10条第1項の規定による)</p>	<p><u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。</p>	<p>14 辞職(職員的意思によって退職させる場合) 辞職を承認する (<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>第10条第1項の規定による)</p>	<p><u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。</p>
<p>15～23 略</p> <p>24 自己啓発等休業取消(地方公務員法第26条の5第5項の規定により自己啓発等休業の承認を取り消す場合) 自己啓発等休業の承認を取り消す</p>		<p>15～23 略</p> <p>24 自己啓発等休業取消(地方公務員法第26条の5第5項の規定より自己啓発等休業の承認を取り消す場合) 自己啓発等休業の承認を取り消す</p>	
<p>25～47 略</p> <p>48 派遣(地方自治法第252条の17、地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条</p>		<p>25～47 略</p> <p>48 派遣(地方自治法第252条の17、地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条</p>	

例第3号。以下「海外派遣条例」という。)第2条第1項若しくは鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定又は指導主事の派遣に関する協定により派遣する場合)

地方自治法第252条の17の規定(地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定・指導主事の派遣に関する協定)により.....へ...年...月...日まで派遣する

派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ

(イ)

100分の.....を支給する(派遣の期間中、給与は支給しない)

49 派遣期間更新(派遣の期間を更新する場合)

派遣の期間を...年...月...日まで更新する

(ア) 派遣先とする。

海外派遣条例又は公益的法人等派遣条例の規定により派遣する場合に限る。

(イ) 支給する割合とする。

例第3号。以下「海外派遣条例」という。)第2条第1項若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定又は指導主事の派遣に関する協定により派遣する場合)

地方自治法第252条の17の規定(地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定・指導主事の派遣に関する協定)により.....へ...年...月...日まで派遣する

派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ

(イ)

100分の.....を支給する(派遣の期間中、給与は支給しない)

49 派遣期間更新(派遣の期間を更新する場合)

派遣の期間を...年...月...日まで更新する

(ア) 派遣先とする。

海外派遣条例又は公益法人等派遣条例の規定により派遣する場合に限る。

(イ) 支給する割合とする。

<p>更新に係る期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の……を支給する（更新に係る期間中、給与は支給しない）</p> <p>50～58 略 第2～第4 略</p>	<p>海外派遣条例又は<u>公益的法人等派遣条例</u>の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>(ア) 支給する割合とする。</p>	<p>更新に係る期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の……を支給する（更新に係る期間中、給与は支給しない）</p> <p>50～58 略 第2～第4 略</p>	<p>海外派遣条例又は<u>公益的法人等派遣条例</u>の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>(ア) 支給する割合とする。</p>
--	--	--	--

## 附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

# 公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

## 鳥取県公安委員会規則第7号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号、別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の許可を受けようとする者は、別記様式第3号の申請書を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。<u>ただし、当該署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信する方法により許可の申請をすることができる。</u></p> <p>4 及び 5 略</p> <p>6 署長は、駐車を許可したときは、別記様式第3号の許可証及び別記様式第3号の2の標章を交付しなければならない。<u>ただし、第3項ただし書に規定する場合は、この限りでない。</u></p> <p>7 略</p> <p>（車両等の運転者の遵守事項）</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p>	<p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の許可を受けようとする者は、別記様式第3号の申請書を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>6 署長は、駐車を許可したときは、別記様式第3号の許可証及び別記様式第3号の2の標章を交付しなければならない。</p> <p>7 略</p> <p>（車両等の運転者の遵守事項）</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p>

(8) 自動車を運転する場合において、法第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第91条の規定により法第71条の6第1項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いないで表示自動車（当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

別表第1（第3条関係）

- (1) 略
- (2) 通行禁止の規制（カからコまでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止を除く通行禁止の規制並びに一方通行以外の通行禁止の規制に関連して設置された指定方向外進行禁止の規制に限る。）の対象から除外する車両  
ア及びイ 略
- ウ 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務の遂行のため使用中の車両及び当該目的のため警察車両に誘導されている車両
- エ 検察官、検察事務官又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第190条の規定により別に法律で定められた司法警察職員として職務を行う者が捜査のため使用中の車両
- オ 略
- カ 公職選挙法に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車として、選挙運動期間中における選挙運動又は政治活動のため使用中の車両
- キ～ク 略
- (3)～(5) 略

別記様式第3号の2の2（第9条の2関係）

別表第1（第3条関係）

- (1) 略
- (2) 通行禁止（ウからコまでに掲げる車両については、車両進入禁止及び指定方向外進行禁止を除く。）の規制の対象から除外する車両  
ア及びイ 略
- ウ 公職選挙法に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車として、選挙運動期間中における選挙運動又は政治活動のため使用中の車両
- エ 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務の遂行のため使用中の車両
- オ 略
- カ 検察官、検察事務官又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第190条の規定により別に法律で定められた司法警察職員として職務を行う者が捜査のため使用中の車両
- キ～ク 略
- (3)～(5) 略

別記様式第3号の2の2（第9条の2関係）

放置違反金納付命令書

第 号  
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。

同封の納入通知書により納付してください。

記

略	
納 付 の 場 所	納入通知書記載の金融機関（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いができます。ただし、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県以外の都道府県に所在する株式会社ゆうちょ銀行の本店、支店又は代理店では取扱いできません。）
略	

略

注 略  
 教示 略  
 備考 略

別記様式第3号の2の4（第9条の4関係）  
 （表）

第 号  
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

督 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過してもまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納入通知書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

略	
略	納入通知書に記載の場所（記

放置違反金納付命令書

第 号  
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。

同封の納入通知書により納付してください。

記

略	
納 付 の 場 所	納入通知書記載の金融機関（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いができます。ただし、株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局株式会社では取扱いできません。）
略	

略

注 略  
 教示 略  
 備考 略

別記様式第3号の2の4（第9条の4関係）  
 （表）

第 号  
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

督 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過してもまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納入通知書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

略	
略	納入通知書に記載の場所（記

納付場所	載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いできます。ただし、 <u>鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県以外の都道府県に所在する株式会社ゆうちょ銀行の本店、支店又は代理店では取扱いできません。</u>
略	

注 略  
 教示 略  
 備考 略

(裏)

略
---

別記様式第3号の3(第9条の10、第9条の12関係)

略	
登 録 申 請 書 登録更新	
年 月 日	
鳥取県公安委員会 様	
申請者	主たる事務所の所在地 法人の名称 代表者の氏名 (印)
第 2 項 の 規 道路交通法第51条の8 第7項において準用する 定 に よ り 登 録 の 申 請 を し ま す 。 同条第2項の規定により登録更新	

略	
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 <u>一般社団法人</u> 4 <u>一般財団法人</u> 5 その他 ( )
略	

(登録更新申請の場合のみ記載)

略
---

	[法人関係]	[各役員関係]
添付書	定款等 登記事項証明書 役員の氏名及び住所を記載した名簿	戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 診断書

納付場所	載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いできます。ただし、 <u>株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局株式会社では取扱いできません。</u>
略	

注 略  
 教示 略  
 備考 略

(裏)

略
---

別記様式第3号の3(第9条の10、第9条の12関係)

略	
登 録 申 請 書 登録更新	
年 月 日	
鳥取県公安委員会 様	
申請者	主たる事務所の所在地 法人の名称 代表者の氏名 (印)
第 2 項 の 規 道路交通法第51条の8 第7項において準用する 定 に よ り 登 録 の 申 請 を し ま す 。 同条第2項の規定により登録更新	

略	
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 <u>財団法人</u> 4 <u>社団法人</u> 5 その他 ( )
略	

(登録更新申請の場合のみ記載)

略
---

	[法人関係]	[各役員関係]
添付書	定款・寄附行為等 登記事項証明書 役員の氏名及び住所を記載した名簿	戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 診断書

<table border="1"><tr><td style="width: 5%; text-align: center;">類</td><td style="border-left: 1px dashed black;">欠格事由に該当し ない旨の誓約書 資機材を保有する 旨の誓約書 駐車監視員資格者 証の写し(2名以上) 事務所に係る資料</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr><tr><td colspan="2">注 略</td></tr></table>	類	欠格事由に該当し ない旨の誓約書 資機材を保有する 旨の誓約書 駐車監視員資格者 証の写し(2名以上) 事務所に係る資料	略		注 略		<table border="1"><tr><td style="width: 5%; text-align: center;">類</td><td style="border-left: 1px dashed black;">欠格事由に該当し ない旨の誓約書 資機材を保有する 旨の誓約書 駐車監視員資格者 証の写し(2名以上) 事務所に係る資料</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr><tr><td colspan="2">注 略</td></tr></table>	類	欠格事由に該当し ない旨の誓約書 資機材を保有する 旨の誓約書 駐車監視員資格者 証の写し(2名以上) 事務所に係る資料	略		注 略	
類	欠格事由に該当し ない旨の誓約書 資機材を保有する 旨の誓約書 駐車監視員資格者 証の写し(2名以上) 事務所に係る資料												
略													
注 略													
類	欠格事由に該当し ない旨の誓約書 資機材を保有する 旨の誓約書 駐車監視員資格者 証の写し(2名以上) 事務所に係る資料												
略													
注 略													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第3号の3の改正は、平成20年12月1日から施行する。